

規制影響分析書要旨

規制の名称	医療機関の病床の機能の報告制度	
主管部局・課室	医政局総務課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成26年2月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>都道府県において、将来(2025年を想定)の病床機能の必要量を含めた将来の医療提供体制に関する構想(以下「地域医療構想」といいます。)を策定するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院及び診療所の管理者が、報告の時点の病床の機能(以下「基準日病床機能」といいます。)及び今後の病床の機能(以下「基準日後病床機能」といいます。)並びに入院患者に提供する医療の内容等を都道府県に報告する仕組みを創設することとします。 ・ 第30条の13の規定による報告を怠った場合又は虚偽の報告を行った場合の措置として、是正命令、公表並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の承認取消し等の措置を講ずることとします。 ・ 厚生労働大臣は、病床の機能の分化及び連携を推進するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は病院若しくは診療所の管理者に対し、報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができることとします。 	
	(根拠条文)	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案による改正後の医療法第30条の3の2、第30条の13
想定される代替案	改正案と同様に、病院及び診療所の管理者が、基準日病床機能及び基準日後病床機能並びに入院患者に提供する医療の内容等を都道府県に報告する仕組みを創設しますが、当該報告を怠った場合でも、国や都道府県として特段の措置は講じないものとします。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	
	代替案	
	(遵守費用)	<p>病院及び診療所の管理者において、報告のための調査費用、報告書作成にかかる費用等が発生します。また、当該報告を怠った場合等においては、公表等の対象とされます。</p>
	(行政費用)	<p>国や都道府県において、報告の分析にかかる費用のほか、報告を怠った医療機関の公表にかかる費用が発生します。</p>
(その他の社会的費用)	<p>特段の社会的費用は発生しないものと考えられます。</p>	
想定される便益	新設・改廃する規制案	
	代替案	
	<p>都道府県において、報告制度により報告された地域における病床の機能等をもとに、地域医療構想を策定することで、病床機能の分化と連携による医療資源の有効活用が進むことが期待されます。</p>	<p>同様の便益が発生することが期待されますが、都道府県への報告を行わない病院及び診療所の管理者が一定程度発生することが想定され、その分だけ地域医療構想の確実性が損なわれ、改正案に比して便益が減少すると考えられます。</p>

分析結果	<p>改正案では、代替案に比して、報告制度による費用が一定程度多く発生する一方で、地域医療構想の策定を通じた医療提供体制の改革によって、地域医療の総合的な質の向上といった便益が確実に還元されるものと考えられます。この便益は、将来世代にわたり享受できるものです。</p> <p>さらに、改正案と代替案では、同様の便益が発生することが期待されるものの、代替案のほうが改正案に比して便益が減少すると想定されることから、改正案を採用することが望ましいと考えられます。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>社会保障審議会医療部会「医療法等改正に関する意見」(平成25年12月27日)(抄)</p> <p>医療機能の分化・連携の推進にあたっては、地域において、それぞれの医療機関が担っている医療機能の情報を把握し、分析することが必要であることから、医療機関が、その有する病床(一般病床及び療養病床)において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位を基本として、都道府県に報告する仕組みを、医療法上の制度として設けるべきである。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の附則において、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。</p>
備考	—